

山梨県生活衛生営業振興事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、生活衛生関係営業の衛生水準の向上と振興を目的として実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で山梨県生活衛生営業振興事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付対象)

第2条 この補助金は、公益財団法人山梨県生活衛生営業指導センター(以下「指導センター」という。)が行う、次に掲げる区分に資するための事業を交付の対象とする。

	区分
1	生活衛生関係営業における消費者サービスの向上、需要の開拓等
2	生活衛生関係営業の専門技術者養成、確保
3	生活衛生関係営業の後継者育成

(補助金の交付申請)

第3条 指導センターが補助金の交付を受けようとするときは、補助金交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、事業開始の日から起算して1か月前(これにより難しい場合は別に定める日)までに知事に提出しなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支予算書
- 三 その他知事が必要と認める書類

(補助金の交付条件)

第4条 この補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- 一 事業に要する経費の配分の変更をする場合には、事業変更承認申請書(第2号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。
ただし、同一区分における各事業相互間のいずれか低い額の20%以内の変更の場合は、この限りではない。
- 二 事業の内容を変更する場合には、事業変更承認申請書(第2号様式)を知事に提出し、その承認を受けること。
ただし、事業の目的の達成に支障を来さない事業計画の細部の変更であって、その内容が軽微であり、承認にかかわらしめるほどのことがなく、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合は、この限りではない。

- 三 事業を中止し、又は廃止する場合には、事業中止（廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出し、その承認を受けること。
- 四 事業が予定の期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
- 五 事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）は、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- 六 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 七 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- 八 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかななければならない。
- 九 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに知事に報告しなければならない。
なお、知事に報告があった場合には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

（補助金の交付方法）

第5条 補助金は、精算払いとする。

- 2 知事は、必要があると認める場合は、補助金を概算払いにより交付することができる。
- 3 指導センターは、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（第3号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の事業実績報告）

第6条 指導センターは、事業完了の日から起算して1か月を経過した日（第4条第3号により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1か月を経過した日）又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、事業実績報告書（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 事業報告書
- 二 収支決算書（収支決算見込書）
- 三 その他知事が必要と認める書類

（その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、この補助金について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

- 1 平成 13 年 4 月 1 日一部改正
- 2 改正後の要綱は、平成 13 年度の補助金から適用する。

附 則

- 1 平成 14 年 4 月 1 日一部改正
- 2 改正後の要綱は、平成 14 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 16 年 12 月 24 日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 3 月 31 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 5 月 9 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日から適用する。

(第1号様式)

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

(公財)山梨県生活衛生営業指導センター
理事長 氏 名 印

平成 年度山梨県生活衛生営業振興事業費補助金交付申請書

このことについて、次のとおり事業を実施したいので、山梨県生活衛生営業振興事業費補助金交付要綱第3条の規定により、関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

- 1 申請金額 金 円
- 2 添付書類
 - (1) 事業計画書(別紙)
 - (2) 収支予算書
 - (3) その他必要な書類

(第 1 号様式 別紙)

山梨県生活衛生営業振興事業費補助金事業計画書

1 所要額

(単位 : 円)

総事業費	寄附金その他の収入	差引額 - =	補助金交付申請額

2 事業計画

区分	事業名・事業内容	事業費 (円)

(第2号様式)

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

(公財)山梨県生活衛生営業指導センター
理事長 氏 名 印

平成 年度山梨県生活衛生営業振興事業費補助金
事業変更(中止・廃止)承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山梨県生活衛生
営業振興事業費補助金について、次の理由により事業計画を変更(中止・廃止)したいの
で、同補助金交付要綱第4条第1号(第2号・第3号)の規定により、関係書類を添えて
申請します。

- 1 変更(中止・廃止)の理由
- 2 変更(中止・廃止)の内容

変更の場合、交付申請の添付書類に準じて、変更前と変更しようとする内容を比較記載
した書面を添付すること。

(第3号様式)

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

(公財)山梨県生活衛生営業指導センター
理事長 氏 名 印

平成 年度山梨県生活衛生営業振興事業費補助金概算払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山梨県生活衛生
営業振興事業費補助金について、同補助金交付要綱第5条第3項の規定により、次のとおり概算払いの請求をします。

1 概算払請求額 金 円

2 内 訳 (単位:円)

補助金交付決定額	既概算交付額	差引額 - =	今回概算請求額	備考

3 概算払い請求の理由

4 支払いの方法

口座振込

金融機関名 _____ 預金種別(当座・普通)

口座名 _____ 口座番号 _____

(第4号様式)

第 号
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

(公財)山梨県生活衛生営業指導センター
理事長 氏 名 印

平成 年度山梨県生活衛生営業振興事業費補助金事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で交付決定のあった山梨県生活衛生営業振興事業費補助金について、同補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて報告します。

1 精算額 金 円

2 添付書類

(1) 事業報告書(別紙)

(2) 収支決算書(収支決算見込書)

(3) その他必要な書類(実施事業で使用した資料、実施状況の写真等)

(第4号様式 別紙)

山梨県生活衛生営業振興事業費補助金事業報告書

1 精算額

(単位：円)

総事業費	寄附金その他の収入	差引額 - =	補助金交付 決定額	精算額	交付決定差額 - =

2 事業実施状況

区分	事業名・事業内容・事業成果	事業費 (円)